

概要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇会社に入社し、営業の部署において売上や販売管理方法等を統括する管理職としての業務の他、部下の育成、コンビニエンスストアのルートセールス等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、仕事を終えて帰宅後、自宅のトイレで倒れているのが発見された。

ただちに〇病院に救急搬送され、心肺蘇生処置（CPR）を施されたものの、自己心拍再開せず翌日死亡した。死体検案書により「直接死因：うっ血性心不全」、「その原因：大動脈弁狭窄」と検案された。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、遺族補償年金を請求したところ、監督署長は、業務に起因するものとは認められないとしてこれを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

長時間拘束・不規則勤務で心身共に相当疲れていた。労働時間だけでは測れないと思う。仕事のせいで亡くなったとしか考えられない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 疾患名

「心停止（大動脈弁狭窄）」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(2) 発症直前から前日までの間において「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(3) 短期間の過重業務について検討すると、発症直前から前日までの間については、特に過重な業務に就労したとは認められない。また、発症前1週間の総労働時間は56時間10分となっており、発症日の2日前と3日前は休日となっている。労働時間以外の負荷要因は認められないことから、総合的に判断すると、特に過重な業務に就労していたとは認められない。

(4) 長期間の過重業務について検討すると、請求人は発症の原因としてノルマが課されていたことを申述しているが、上司は、売り上げに達しない社員にペナルティーを課したりすることはない。営業方法の相談は行うが叱責したりすることはない。営業成績を貼り出すようなこともしていない旨申述しており、同僚からもノルマの未達成で叱責されたり、ペナルティーを課されたりすることは入社以降ない旨確認しているため、被災者が精神的緊張を伴う程度のもではなかったと判断する。

なお、請求人は発症の原因として、平成〇年〇月以降新設された首都圏課のリーダーに着任し、部下の面倒を見ることとなったと申述しているが、上司は、営業の社員は一匹狼的な仕事をしていたので、部下の教育で多忙ではなかったと思う旨申述しており、同僚からも、営業は一人で業務を行っており、何か問題があれば部下の7人は管理職である〇に相談を行っていた旨確認しているため、被災者が精神的緊張を伴う程度のもではなかったと判断する。

発症前1か月あたりの時間外労働時間は74時間35分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間は最大で55時間29分であり、その他の評価すべき負荷要因は認められず、総合的に判断すると著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたとは認められない。

(5) 平成〇年〇月〇日に実施した健診結果一覧表では、「血圧；精密検査」、「尿蛋白；再検査」との検査結果であったものの、過去に精密検査を受けた事実や循環器系の受診歴等は確認されていない。

また、同一覧表には「酒；週5B1、煙；20」と記載されている。

(6) 以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 被災者は平成〇年〇月〇日に一次性的心停止（大動脈弁狭窄）をきたしたと認められる。

(2) 短期間の過重業務について、発症直前及び発症前日の勤務は被災者の通常業務であったと認められ、発症直前及び発症前日に特に過重な業務に就労していたものとは認められず、この間に業務に関連した異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

被災者の発症前おおむね1週間の間には、ほぼ毎日時間外労働時間が認められるが、2日前、3日前

には休日認められる。

また、出張が1日認められるが、通常の営業業務での出張で今回が初めてでもない。出張の翌々日は休日、休日として2日確保されていることから出張による疲労も十分回復されていると認められる。

以上から、発症前おおむね1週間には長時間労働は認められず、通常業務であって特に過重な業務に就労したものと認められない。

- (3) 発症前おおむね6か月間の時間外労働時間についてみると、発症前1か月の時間外労働時間は76時間47分と多いものの、2か月ないし6か月の1か月平均時間外労働時間で最も時間数が多くなるのは発症前2か月平均の57時間10分であり、恒常的な長時間労働は認められない。

労働時間以外の負荷要因について検討すると、平成〇年〇月に被災者がこれまで所属していた〇課と〇課が統合して、新たに〇課となりその課の課長代理となったことが認められ、その課には課長がいないため、被災者が実質的に課のリーダーとなり、管理職として売り上げ管理や販売方法を統括する立場となり、7人の部下の面倒を見ていた。

請求人は、異動後に労働時間が延びたということはないが、上司から売り上げが足りないことで叱責をされたりすることがさらに多くなり精神的負荷がとて多くなった旨述べている。

しかし、会社関係者らの申述を総合すると、被災者は管理職として営業成績を求められてはいたものの、過大なノルマを課されていたものとも認められず、ノルマの未達成によるペナルティー等も認められていない。また、上司からの叱責も確認できないことから、管理職としての一定の精神的負荷が認められるものの、著しいものとは認めがたいと判断する。

また、これまでの〇課で行っていた営業先へのルートセールスに加え、管理職としての業務を行っていたことについても、平成〇年〇月頃から徐々に引継ぎを行っており、会社関係者は、社長、常務が入る会議があったが、半年に1回程度の開催で経営陣から現場の声が聞きたいと言われた時に被災者に出席してもらっていた。しかし、会議での報告資料は別の者が作成しており、被災者には部下の面倒をみてもらうことに専念してもらっていた。営業の管理資料はとて少なく、目的は結果が残せるかどうかであり、営業の社員は一匹狼的な仕事をしていたので被災者は部下の教育で多忙ではなかったと思う旨述べていることから、著しい負荷があったものとは判断できない。

以上から、被災者が日常業務に比較して発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと判断できない。

- (4) 請求人は、被災者の健康状況について、定期健康診断記録では平成〇年に血圧170/84で、「精密検査」との指摘を受けている。平成〇年の記録では心電図に異常が認められ、左室肥大の疑い「要精密検査」との指摘を受け、平成〇年の記録では、血圧168/64で精密検査との指摘を受けている。

その後の精密検査の受診については、平成〇年〇月〇日、〇診療所に傷病名「本態性高血圧」にて受診し、検査結果では154/60で医師から家庭血圧測定を指導されているが、受診記録を見てもその後の通院は確認できない。ほかには、精密検査を受けた事実や循環器系の受診歴は確認できない。

- (5) 医証を見ると、〇病院医師は傷病名「内因性CPA（心肺停止）」、死亡原因「不明」としているが、監察医は死体検案書で、死亡原因について直接死因を「うっ血性心不全」、直接死因の原因「大動脈弁狭窄」、解剖有、解剖の主要所見として「大動脈弁狭窄、癒合、石灰化、両肺うっ血、心筋混濁、広範囲に繊維化、心臓肥大」としている。

地方労災医員は、意見書において、要旨、傷病名は監察医意見のとおり、「大動脈弁狭窄」との診断に矛盾はない。基礎心疾患である大動脈弁狭窄の症状が増悪し、突然死を来したと考えるとしている。

また、被災者は発症以前からめまい、動悸、息切れ等の症状を自覚していたとうかがわれるが、診療機関への受診歴が確認できないため、地方労災医員は、本件の心停止（大動脈弁狭窄）には、業務が相対的に有力な発病要因であったと認めるのは困難であり、むしろ、自然的な経過を辿って弁の狭窄が進行した結果、突然死に至ったものと考えるのが相当である旨意見しており、これは妥当であると判断した。

- (6) 以上のとおり、本件疾病は認定基準で定める業務に関連する異常な出来事、業務による短期間の過重負荷、業務による長期間の過重負荷のいずれもが認められないことから、本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできないと判断した。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。